

社会福祉法人 紫雲会

役員及び評議員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人紫雲会の役員及び評議員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会・評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。また、同日に併せて監事業務を行った場合であっても、第4条の報酬は、これを支払わないものとする。
- 3 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

- 2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 3 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 4 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務職員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用する。

(改正)

第7条 本規定の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日より施行する。
2. この規程は、平成30年1月1日より改正する。(法人名変更)

別表1 (日額)

名 称	報 酬 額
理事会出席報酬等	10,000円
評議員会出席報酬等	10,000円

別表2 (日額)

名 称	報 酬 額
理事長業務報酬等	10,000円
理事業務報酬等	10,000円
評議員業務報酬等	10,000円
監事監査指導報酬等	10,000円

別表3

報酬額	旅 費	宿泊費	その他
10,000円	実 費	実 費	実 費